

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、訂正の報告があったので、平成31年3月1日付け新潟県選挙管理委員会告示第18号の一部を次のとおり改める。

平成31年3月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成31年3月8日

個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告 中

頁	施設名	項目	訂正後	訂正前
45	十日町情報館	施設の所在地	十日町市西本町二丁目1番地1	十日町市稲荷町二丁目1番地1